

## スクールソーシャルワーカーだより

### ～お気軽に相談を～

新年度が始まり、お子さんたちは勉強や部活動など忙しい毎日を過ごしていると思います。お子さんたちはこれからの学校生活の中で多くのことを悩みながら自分を見つめる大事な時期であり、また、保護者の皆様もお子さんと一緒にいろいろな悩みに向き合うこともあると思います。

保護者の皆様やお子さんの問題解決に向けて、本校では昨年度より、スクールソーシャルワーカーとして藤田志津さんに来ていただき、いろいろな相談ができるようになりました。お子さんだけでなく、保護者の皆様からの相談も受け付けていますので、遠慮なく申し込んでいただき、ご活用いただければと思います。



#### 〈スクールソーシャルワーカー 藤田志津さんからのメッセージ〉

保護者の皆様へ

SSW（スクールソーシャルワーカー）という言葉は初めて聞いた方もいらっしゃると思います。わかりやすくご説明致しますと、学校にいる福祉の相談員のことです。それぞれ呼び方は異なることがありますが、市役所、病院、介護福祉施設、児童福祉施設、社会福祉協議会などにも相談員（ソーシャルワーカー）がいます。まずはみなさまに、学校にも相談できる場があるということを知っていただきたいと思っています。1年間、どうぞよろしくお願い致します。

#### ■Q1. そもそも「福祉」とは？

A. 「公的なサービスにより生活をよりよくしていくもの」といった意味で使われることが一般的です。また、福祉の語源として「幸せ」「幸福」「ゆたかさ」という意味もあります。ソーシャルワーカーは福祉の制度やサービスの情報を必要としている方に提供できるよう日々努めています。

#### ■Q2. 誰が利用できますか？

A. 生徒のみなさん、保護者の皆様からのご相談をお待ちしております。

#### ■Q3. どんな相談ができますか？

A. 家庭での生活や学校での生活の中で困ったことがあれば、どんなに些細なことでも、まずはお話を聞かせていただきたいと思っています。みなさまのお力になれば幸いです。どこの誰に相談したらよいか悩んだ時も、どうぞご利用ください。

### ★相談の受け方★

1. 場 所 本校 C棟2階 相談室（生徒昇降口の上の部屋です）
2. 時 間 4～6校時、（7校時）、昼休み（12:45～13:15）
3. 申込方法 直接、または電話（学校代表 022-366-1225）で申し込んでください。申込先は、相談係（鈴木真希）、担任、保健室（大友・結城）いずれも可能です。
4. 相談日 相談日が変更になることもありますので、ご確認の上申し込んでください。



月 日	月 日	月 日
4月26日（金）	8月27日（火）	12月13日（金）
5月21日（火）	9月24日（火）	1月27日（月）
6月28日（金）	10月18日（金）	2月20日（木）
7月16日（火）	11月12日（火）	3月17日（月）